

編集委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、「日本農業経済学会会則」第15条の規定に基づき、『農業経済研究』（以下「和文誌」という）、『Japanese Journal of Agricultural Economics』（以下「英文誌」という。和文誌と英文誌を併せて「学会誌」という）の編集のためにこれを定める。学会誌の編集は、編集委員会がこれにあたる。

(委員会の構成)

第2条 編集委員会に和文誌及び英文誌編集委員会を置く。和文誌及び英文誌編集委員会は委員長と若干名の委員で構成し、両委員会の代表として編集代表を置く。編集代表は学会誌編集担当副会長が、和文誌及び英文誌編集委員長は該当する編集担当常務理事が、それぞれ務める。

(構成員の任期)

第3条 編集委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。編集代表、和文誌及び英文誌編集委員長の任期は「日本農業経済学会会則」第10条に定める。

(委員長の選出)

第4条 次期の和文誌及び英文誌編集委員長となる常務理事の選出方法は「役員選出に関する細則」第5条第3項に定める。

(委員会の開催)

第5条 和文誌編集委員会は、原則として2か月に1回開催し、委員長が議長を務める。英文誌編集委員会は、英文誌編集委員長が招集して開催し、委員長が議長を務める。

(審議事項)

第6条 編集委員会並びに和文誌及び英文誌編集委員会で審議する事項は次のとおりとし、出席委員の過半数の賛成をもって決定する。

2. 編集委員会の審議事項

- (1) 学会誌の編集方針に関する事項
- (2) 編集委員長候補者の推薦に関する事項
- (3) 編集委員の決定に関する事項
- (4) 学会誌賞の選考に関する事項
- (5) 編集委員会規程及び学会誌投稿規程の立案に関する事項
- (6) 学会誌審査規程及び学会誌投稿細則の改正に関する事項
- (7) その他編集委員会の業務に関する事項

3. 和文誌及び英文誌編集委員会の審議事項

- (1) 和文誌及び英文誌投稿規程に定める審議事項
- (2) 和文誌及び英文誌審査規程に定める審議事項
- (3) その他編集委員会の議決を要しない審議事項

(学会誌の発行)

第7条 学会誌の発行は下記による。

- (1) 和文誌は毎年度4回、6月、9月、12月、翌年3月の各25日を原則とする。
- (2) 英文誌は毎年度1回、3月25日を原則とする。

(業務の委託)

第8条 和文誌及び英文誌編集委員会は、理事会の承認を経て、業務の一部を学会誌刊行センター等の機関に委託することができる。

(改正)

第9条 この規程の改正は編集委員会で発議し、理事会及び総会の承認を経て決定する。

附則

この規程は2010年4月1日から施行する。

附則

この規程は2014年4月1日から施行する。

附則

1. この規程は2014年7月26日から施行する。
2. 2014年度における学会誌の発行については、なお従前の例による。

附則 この規程は2016年3月29日から施行する。